

委託業務仕様書

1. 業務名

平成 29 年度 宮古島市公衆無線 LAN サービス提供業務

2. 目的

「平成 28 年度 宮古島市中心市街地公衆無線 LAN サービス提供業務」事業にて整備した基盤を有効活用して、本市において国内外からの観光客及び訪問者に対し、スマートフォンやタブレット端末等からインターネットに無料で接続できる公衆無線 LAN サービス提供のエリア拡大を行う。あわせて当該サービスの利用促進に向けた広報等を行う。また、当該サービスの環境を活かして、観光客等の利用情報の収集・分析を行い、本市へ提供する。

これらの取り組みにより、国内外からの観光客等の満足度向上と誘客促進を図り、さらなる本市の観光振興及び地域活性化を促進する。

3. 対象となるサービスエリア

- (1) JTA ドーム（アクセスポイント数：2）
- (2) パイナガマビーチ（アクセスポイント数：1）

4. 業務内容

本業務は、次の事項について業務を実施するものとする。

- (1) 公衆無線 LAN 整備及びサービスの提供。

受託者は、「平成 28 年度 宮古島市中心市街地公衆無線 LAN サービス提供業務」事業にて整備した基盤を有効活用して、サービスエリアにおいて、公衆無線 LAN の整備を行うと共に利用者のスマートフォンやタブレット端末等から、無料でインターネットに接続できるサービス（以下「公衆無線 LAN サービス」という。）を提供する。

- (2) 利用促進のための広報等。

受託者は、公衆無線 LAN サービスの利用が促進されるよう、宮古島市内に設置された公衆無線 LAN スポットをとりまとめ、日本語・英語・中国語（繁体・簡体）・韓国語による広報等の取組を行う。

- (3) 公衆無線 LAN 利用データの収集・分析。

受託者は、公衆無線 LAN サービスの月次利用者数を収集・分析し本市に提供する。

5. 業務期間（予定）

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日（水）

6. 基本要件

- (1) 全般要件

①受託者は、平成 30 年度以降においても、機器等の保守管理を含め、公衆無線 LAN サービスの提供を維持できる体制を有していること。

②受託者は、第三者に対し業務の一部を委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者は、本委託業務の履行に関する一切の責任を負うものとする。

③施設管理者等との調整、許認可の諸手続等については、全て受託事業者の業務範囲とする。

- (2) 公衆無線 LAN サービスの利用環境要件

ネットワーク設計は、既存の公衆無線 LAN 認証基盤を有効活用し、新たに公衆無線 LAN 認証基盤の設置・増設を行わない構成とすることで、運用開始後の保守コストの低減化を図ること。

(3) セキュリティ要件

公衆無線 LAN サービスの提供に当たっては、セキュリティに関する関係法令等を遵守するとともに、青少年の健全な育成及び施設の公共性を考慮して Web サイトの最低限必要な閲覧制限 (URL フィルタリング) を行えるものとする。また、利用者の接続ログ等の蓄積・管理、その他必要なセキュリティ対策等を講じることができること。なお、原則としてセキュリティ要件については、本市が「平成 28 年度 宮古島市中心市街地公衆無線 LAN サービス提供業務」事業にて整備した Wi-Fi システムに準ずること。

(4) 利用促進に向けた広報等の取組要件

ドーム利用者や観光客を対象とした利用促進のため、日本語・英語・中国語 (繁体・簡体)・韓国語による広報等を行うこと。

(5) その他要件

- ①アクセスポイントの設置場所には、公衆無線 LAN サービスの案内表示を行うとともに、利用者への利用案内や利用手続き等の周知の取組を行うこと。
- ②本市及び利用者からの問い合わせ等に対応できること。
- ③「宮古島市公衆無線 LAN サービス提供業務推進協議会」の事務局として宮古島市観光商工局観光課と共同で庶務及び会議に付議すべき事項に関する事務調整を行うこと。

(6) 接続試験

公衆無線 LAN サービスの提供開始日までに、実地にて接続試験を行い、各種データを測定し報告すること。

7. 設備要件

(1) アクセスポイント要件

- ①アクセスポイントは、サービスエリア全体をカバーできるよう、電波状況の調査等を行い、受託者において適切に設計し配置すること。
- ②本市が指定する SSID を利用できること。
- ③アクセスポイント機器の仕様・性能等は、関係法令の基準を満たすこと。
- ④アクセスポイントは、2.4GHz 帯、5GHz 帯の両方の周波数に対応可能とし、無線 LAN 規格は IEEE802.11n/a/b/g に対応していること。
- ⑤サービスエリア内において、利用者がアクセスポイント間を移動中に、通信切断、利用者再認証等ができるだけ生じないようにすること。
- ⑥屋外に設置するアクセスポイントは、台風等の対策のため防水に対応している事とし、防水防塵規格は IP67 に対応していること。
- ⑦アクセスポイントの同時接続端末数は、250 台以上に対応していること。
- ⑧アクセスポイントは、既設の Ruckus 社製アクセスポイントコントローラに統合できること。

(2) その他設備要件

- ①公衆無線 LAN サービスの認証設備 (各種ネットワーク機器、認証サーバ等) は、「平成 28 年度 宮古島市中心市街地公衆無線 LAN サービス提供業務」事業にて整備した設備を利用すること。
- ②屋外へ設置する設備については、台風等の荒天対策や塩害対策を行うこと。
- ③アクセスポイントを設置する場所の詳細は受託者と協議の上決定するものとし、設置に当たっては、安全かつ安定した設置場所を確保するとともに、景観を損なわないよう留意すること。また、アクセスポイント機器落下未然防止対策を講じること。特にドームへ設置する設備については、ポール等の衝突による機器破損を防ぐための対策を講じること。

8. その他留意事項

(1) 補足及び疑義

- ①本仕様書に明記されていない事項であっても、公衆無線 LAN の整備及び公衆無線 LAN サービスの

提供に当たって当然必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足すること。

- ②受託後、速やかに整備概要、工程計画、安全対策、機器仕様書等を含む整備計画書を作成し、委託者へ提出すること。
- ③業務執行に当たっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、指示を受けた後業務を進めること。
- ④本業務の執行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- ⑤仕様書、整備計画書の内容は、本市の指示又は設備上重大な問題点が生じた場合は変更可能とする。この変更により契約金額の変更などを必要とする場合は、速やかに委託者と受託者が協議し、決定するものとする。

(2) 履行管理等

- ①受託者は、十分な履行管理を実施し、公衆無線 LAN の整備中に事故が発生しないよう十分留意すること。
- ②公衆無線 LAN の整備に当たり、建物その他に損害を与えないように必要に応じて適当な保護・養生を行うものとし、損害を与えた場合には、本市の指示に従い、受託者の責任において速やかに復旧すること。
- ③受託者は、常に安全確保に最新の注意を払い、人身災害の絶無を期すこと。
- ④危険を伴う作業に対しては、その都度適切な危険防止措置を施し、作業員が不安なく作業できるようにすること。
- ⑤公衆無線 LAN の整備に当たり、事件・事故等が発生したときには、受託者は、本市に速やかに報告するとともに、受託者の責任において対処すること。

(3) 安全管理・現場管理

- ①現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法規に従って遺漏無く行い、風紀衛生を適切に保持すること。
- ②資格を必要とする作業については有資格者を使用すること。
- ③現場及び建物における火気の使用に際しては十分な注意を払い、火気を使用する際には消火器その他適当な設備を設けること。
- ④作業中は、その所属を容易に判明できる標識・ネームプレートを着用すること。

9. 運営要領

運営については今後の重要な基本事項となるため、以下の内容について運営方針と運営に係る経費を提案すること。なお、運営に係る経費については60ヶ月分とし、運用費（電気利用料、回線利用料等）、保守費の分類で記載すること。

(1) 運営内容

①運営時間

運営時間は24時間365日とする（計画停止、保守期間は除く）。

②ログの保管

サーバ側で保存するアクセスログについては、提出を求められた場合は速やかに対応すること。

10. 契約に関する条件等

- (1) 本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。
- (2) 契約締結に当たり、本仕様書に変更が生じる可能性があることから、柔軟に対応すること。

11. 委託業務に係る提出書類

本業務の着手及び完了時に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) システム構成 (図・表)
- (6) 設備台帳
- (7) 議事録
- (8) 操作説明書 (マニュアル)
- (9) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (10) その他、委託者が指示する書類

※(5)～(9)については、報告書として(A4版簡易製本)2部、電子媒体1部を提出すること。報告書の権利は、市の帰属とする。

※上記の具体的な内容に関しては受託者と協議の上、定めるものとする。

1 2. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容の詳細については、双方協議の上、決定する。
- (2) 本仕様書に基づく作業等において、宮古島市が開示した情報(公知の情報を除く。以下同じ)及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、委託者と事前に協議し承認を得ること。
- (3) 次年度以降発生する維持管理に必要な費用については、できる限り本市の負担が軽減されるように配慮すること。